



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年4月12日火曜日 第298号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....（漁政課）... 349

## 告 示

- 地域保健医療計画の変更.....（医療対策課）... 377
- 理容師法による講習会の指定.....（薬務衛生課）... 377
- 美容師法による講習会の指定.....（ " ）... 377
- 指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 377
- 指定自立支援医療機関の名称の変更.....（ " ）... 378
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）... 378
- 道路の区域変更（県道美川松山線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 378
- 土地改良区連合役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 378
- 土地改良区連合の定款変更の認可.....（ " ）... 378
- 道路の区域変更（県道小倉三間線）.....（南予地方局管理課）... 379
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 379
- 包括外部監査契約の締結.....（監査事務局）... 379
- パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託（2件）.....（警察本部交通企画課）... 379

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....（漁政課）... 380

## 労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....（労働委員会事務局）... 382

## 規 則

### ○愛媛県規則第25号

愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

（愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第1条 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（沿岸漁業改善資金の貸付け）</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年3月農林水産省告示第535号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の貸付け）</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）</p> <p>_____、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する</p>

業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（令和4年3月農林水産省告示第536号）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）

並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を行う融資機関（法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付けるものとする。

（沿岸漁業改善資金の種類等）

**第2条** 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金（県又は融資機関が行う沿岸漁業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する貸付けに係る資金をいう。以下同じ。）の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

省略
----

2・3 省略

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和4年3月31日までに県が貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据

業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）

、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令（平成23年政令第15号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第4

条第1項の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産省告示第608号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号。以下「東日本大震災特財令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）、農商工等連携促進法第12条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

（沿岸漁業改善資金の種類等）

**第2条** 経営等改善資金の種類及び貸付けの内容並びに貸付金 \_\_\_\_\_ の一沿岸漁業従事者等、一認定中小企業者及び一促進事業者ごとの限度額及び償還期間は、次の表のとおりとする。

省略
----

2・3 省略

4 東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災特財令第1条第1項各号のいずれかに該当するもの（原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者に限る。）に対して東日本大震災の後令和4年3月31日までに \_\_\_\_\_ 貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据

置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

(借受資格)

**第5条** 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有するものは、次に掲げるものであつて、各資金の種類に属する貸付けの内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとして知事が別に定めるものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に規定する経営等改善措置を支援するための措置を行う認定中小企業者又は六次産業化法第5条第4項第3号に規定する経営等改善措置を支援するための措置を行う促進事業者であつて、次のいずれにも該当しないもの

ア~オ 省略

2 前項に規定する借受者たる資格を有するもの(同項第4号に掲げるものを除く。)のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業生産又は沿岸漁業技術の改善等を共同又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの(第2条第2項の表第3号及び同条第3項の表第3号に掲げる資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。

(2)・(3) 省略

(貸付資格の認定)

**第6条** 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定(以下「認定」という。)を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)(農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあ

置期間に係る前3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略

(借受資格)

**第5条** 沿岸漁業改善資金の借受者たる資格を有するものは、次に掲げるものであつて、各資金の種類に属する貸付けの内容に係る事業等を適正に実施することが見込まれるものとして貸付基準に定めるものとする。

(1)~(3) 省略

(4) 農商工等連携促進法第4条第2項第2号八に規定する\_\_\_\_\_措置を行う認定中小企業者又は六次産業化法第5条第4項第3号に規定する\_\_\_\_\_措置を行う促進事業者であつて、次のいずれにも該当しないもの

ア~オ 省略

2 前項に規定する借受者たる資格を有するもの(同項第4号に掲げるものを除く。)のうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業生産又は沿岸漁業技術の改善等を共同又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの(第2条第2項の表第3号及び同条第3項の表第2号に掲げる資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。)であること。

(2)・(3) 省略

(連帯保証人又は担保)

**第6条** 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものが前条第1項第2号に掲げる団体又は認定中小企業者若しくは促進事業者(団体であるものに限る。)であるときは、その構成員のうち、当該貸付けによつて受益するもの(そのものが特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 前項に規定するもののほか、連帯保証人の資格及び数は、別に定めるところによるものとする。

4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

5 第1項及び前項の担保の提供は、沿岸漁業改善資金により購入し、又は設置する機械又は施設を優先するものとする。

(貸付けの申請)

**第7条** 沿岸漁業改善資金の貸付け \_\_\_\_\_を受けようとするものは、沿岸漁業改善資金貸付申請書 \_\_\_\_\_(様式第1号。以下「貸付申請書」という。)に沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)(農商工等連携促進法第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、バイオ燃料法第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあ

つてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの(認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する沿岸漁業従事者等)の住所地(法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地)をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、認定を受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は認定申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2 地方局長は、前項の規定により認定申請書を受理したときは、当該認定申請書に沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該認定申請についての適否に関する意見及び認定に参考となるべき資料等を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により認定申請書の提出を受けた場合は、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、認定をするかどうかの決定を行うものとする。

4 知事は、前項の規定に基づき、認定をしたときは認定申請書を提出したものに沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(様式第3号。以下「認定書」という。)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに融資機関(当該認定申請書を提出したものが沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする融資機関に限る。)に沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書(様式第4号)を送付し、認定をしない旨の決定を行ったときはその旨を認定申請書を提出したもの、漁業協同組合及び地方局長並びに当該融資機関に通知するものとする。

#### 5 省略

(県による貸付け)

**第7条** 県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、認定申請書(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)と併せて、沿岸漁業改善資金借入申込書(様式第5号。以下「借入申込書」という。)を漁業協同組合及び地方局長を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は借入申込書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により借入申込書の提出を受けた場合は、これ を審査し、貸付けをするかどうかの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定に基づき、貸付けの決定を行ったときは借入申込書を提出したものの(以下「借入申込者」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第6号。以下「資金貸付決定通知書」という。)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則(昭和54年愛媛県規則第83号)第2条に規定する愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(様式第7号)を送付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を借入申込者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に

つてはバイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、六次産業化法第3条第4項に規定する総合化事業にあつては六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)その他知事が必要と認める書類を添え、そのもの(認定中小企業者又は促進事業者の場合にあつては、その支援する沿岸漁業従事者等)の住所地(法人格のない団体の場合にあつては、当該団体の主たる事務所の所在地)をその地区内に含む漁業協同組合(以下「漁業協同組合」という。)及び所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由して知事に提出しなければならない。この場合において、貸付けを受けようとするものが漁業協同組合若しくは漁業生産組合であるとき、又は貸付申請書を漁業協同組合を経由して提出することができないものであるときは、地方局長を経由して知事に提出するものとする。

2 地方局長は、前項の規定により貸付申請書を受理したときは、当該貸付申請書に沿岸漁業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の当該貸付申請についての適否に関する意見及び貸付けの決定に参考となるべき資料等を添え、知事に提出しなければならない。

#### 3 省略

(貸付けの決定)

**第8条** 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けた場合は、法第8条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けをするかどうかの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、貸付けの決定を行ったときは貸付申請書を提出したものの(以下「貸付申請者」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則(昭和54年愛媛県規則第83号)第2条に規定する愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書(様式第4号)を送付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を貸付申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に

通知するものとする。

(資金借用証書)

**第8条** 借入申込者は、資金貸付決定通知書を受け取つた場合は、貸付決定の日から30日以内に、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第8号。以下「資金借用証書」という。)を漁業協同組合及び県信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項後段の規定により借入申込書を地方局長を経由して提出させた場合にあつては、資金借用証書を県信漁連を経由して知事に提出するものとする。

(連帯保証人又は担保)

**第9条** 県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、連帯保証人に代えて担保を提供することができる。

2 前項本文の場合において、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものが第5条第1項第2号に掲げる団体又は認定中小企業者若しくは促進事業者(団体であるものに限る。)であるときは、その構成員のうち、当該貸付けによつて受益するもの(そのものが特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

3 前項に規定するもののほか、連帯保証人の資格及び数は、知事が別に定めるところによるものとする。

4 知事は、貸付金(県が貸し付けるものに限る。次条において同じ。)に係る債権を保全するため必要があると認める場合は、県から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたものに対し連帯保証人の追加若しくは交替又は担保の追加若しくは変更を求めることがある。

5 第1項及び前項の担保の提供は、沿岸漁業改善資金により購入し、又は設置する機械又は施設を優先するものとする。

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

**第10条** 知事は、資金借用証書と引換えに貸付金を交付するものとする。

2 第7条第3項の規定により資金貸付決定通知書の交付を受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸付金の交付前に貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(融資機関による貸付け及び県貸付金の貸付け)

**第11条** 融資機関から沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするものは、借入申込書に認定申請書の写し(認定を受けている場合にあつては、認定書の写し)を添え、融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、法第3条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の貸付けを受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書(様式第9号)に沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあつた借入申込書の写しその他知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは貸付けの決定を行い、融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書(様式第10号)を交付し、貸付けをしない旨の決定を行つたときはその旨を融資機関に通知す

通知するものとする。

(借用証書)

**第9条** 貸付申請者は、貸付決定通知書を受け取つた場合は、貸付決定の日から30日以内に、沿岸漁業改善資金借用証書(様式第5号。以下「借用証書」という。)を漁業協同組合及び県信漁連を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第7条第1項後段の規定により貸付申請書を地方局長を経由して提出させた場合にあつては、前項の借用証書を県信漁連を経由して知事に提出するものとする。

(貸付金の交付及び貸付対象事業の着手)

**第10条** 知事は、借用証書と引換えに貸付金を交付するものとする。

2 貸付金の交付を受けたもの(以下「借受者」という。)は、貸付金の交付前に当該貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)に着手してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

るものとする。

4 融資機関は、前項の規定により知事から沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは借入申込者に速やかに資金貸付決定通知書を交付し、貸付けをしない旨の決定を行ったときはその旨を速やかに借入申込者に通知するものとする。

5 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書と引換えに県貸付金を交付するものとする。

7 融資機関は、借受申込者に資金借用証書の提出を求めなければならない。

8 融資機関は、県貸付金の交付を受けた後、速やかに沿岸漁業改善資金の貸付けを行うものとする。この場合において、融資機関は、当該貸付けを行うことを条件として借入申込者に対して既存の債権の償還条件等の変更をしてはならない。

9 前条第2項の規定は、第4項の規定により資金貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者について準用する。

10 県貸付金は、無利子とする。

11 県貸付金の償還期間及び据置期間は、当該県貸付金を原資として融資機関が借入申込者に対して貸し付ける第2条第1項から第3項までの表の沿岸漁業改善資金の種類に応じ、これらの表の償還期間の欄に規定する償還期間及び据置期間の年数にそれぞれ1年を加えた年数とする。ただし、融資機関が県貸付金を原資として同欄に据置期間が規定されていない沿岸漁業改善資金を貸し付ける場合にあっては、当該県貸付金の償還期間は同欄に規定する償還期間の年数に1年を加えた年数とし、当該県貸付金の据置期間は1年とする。

12 融資機関は、次に掲げる場合は、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 沿岸漁業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となつた場合

13 融資機関は、知事が当該融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認める場合において、その業務及び資産の状況に関し報告を求めたときは、遅滞なく報告をしなければならない。

14 知事は、融資機関が正当な理由がなく貸付けの条件に違反した場合には、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

15 知事は、融資機関が支払期日に償還金又は前項の規定により償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

（事業実施報告書等）

**第12条** 貸付金の交付を受けたもの（以下「借受者」という。）

は、貸付金の交付後3箇月（第2条第3項の表第3号に掲げる資金にあつては、6箇月）以内に貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付対象事業を完了することが著しく困難な場合で、貸付けの決定を行った機関（知事又は融資機関をいう。以下「貸付決定機関」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

2 借受者は、貸付対象事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金貸

（事業実施報告書等）

**第11条** 借受者

は、貸付金の交付後3箇月（第2条第3項の表第3号に掲げる資金にあつては、6箇月）以内に貸付対象事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付対象事業を完了することが著しく困難な場合で、知事

の承認を受けたときは、この限りでない。

2 借受者は、貸付対象事業完了後20日以内に沿岸漁業改善資金貸

付対象事業実施報告書（様式第12号。以下「事業実施報告書」という。）に当該貸付対象事業に係る領収書の写しを添え、貸付決定機関に提出するものとし、知事に提出する場合は、漁業協同組合及び地方局長を経由して提出しなければならない。第7条第1項後段の規定は、当該事業実施報告書を知事に提出する場合について準用する。

3 融資機関は、前項の規定により事業実施報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書（様式第13号）に当該事業実施報告書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

4 借受者又は融資機関は、知事が事業実施報告書又は沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書により貸付対象事業の実施の結果が貸付けの目的に適合していないと認めてする必要な指示に従わなければならない。

5 借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に、当該団体の構成員の個人別明細表を添付するものとする。

6 借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

1・2 省略		
3 機器等につき船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格すること。	省略	

（認定の取消し）

第13条 知事は、貸付けの決定から貸付対象事業が完了するまでの間に、当該貸付対象事業に係る計画を達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（様式第14号）により借受者に通知するとともに、その旨を漁業協同組合及び地方局長並びに融資機関（当該借受者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けている融資機関に限る。）に通知するものとする。

2 融資機関は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、期限前償還その他所定の手続を行わなければならない。

（支払の猶予の申請）

第14条 借受者は、法第10条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する償還金の支払の猶予を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第15号。以下「資金支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期日（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）の30日前までに貸付決定機関に提出するものとし、知事に提出する場合は漁業協同組合及び地方局長を経由して提出しなければならない。

2 第6条第2項及び第7条第1項後段の規定は、前項の知事に対する支払の猶予の申請について準用する。

（支払の猶予の決定）

第15条 知事は、前条の規定により資金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行

付対象事業実施報告書（様式第6号。以下「事業実施報告書」という。）を

漁業協同組合及び地方局長を経由して知事に提出しなければならない。第7条第1項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に、当該団体の構成員の個人別明細表を添付するものとする。

4 第2項の場合において、借受者が第2条第1項の表第1号、第3号、第4号及び第9号から第11号まで、同条第2項の表第3号並びに同条第3項の表第3号に掲げる資金の借受者であつて、当該貸付けについて、次の表の左欄に掲げる貸付けの条件のいずれかに該当する条件を付されているものであるときには、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる証明書等の写しを事業実施報告書に添付するものとする。ただし、検査官の合格を証する成績表の写しをもつてこれに代えることができる。

1・2 省略		
3 機器等につき船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格すること。	省略	

（支払の猶予の申請）

第12条 借受者は、法第10条に規定する償還金の支払の猶予を受けようとするときは、沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第7号。以下「支払猶予申請書」という。）に知事が指定する者の証明書を添え、償還期日（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）の30日前までに、漁業協同組合及び地方局長を経由して知事に提出しなければならない。

2 第7条第1項後段及び第2項の規定は、前項の申請について準用する。

（支払の猶予の決定）

第13条 知事は、前条の規定により支払猶予申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、支払を猶予するかどうかの決定を行

うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、支払の猶予の決定を行ったときは資金支払猶予申請書を提出したもの（以下「猶予申請者」という。）に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書（様式第16号）を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書（様式第17号）を送付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を猶予申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

3 融資機関は、前条第1項の規定により資金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、速やかに、沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書（様式第18号）に当該資金支払猶予申請書の写しを添え、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、支払の猶予の決定を行ったときは融資機関に沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書（様式第19号）を交付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を融資機関に通知するものとする。

5 融資機関は、前項の規定により沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書の交付を受けたときは猶予申請者に速やかに沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書を交付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を速やかに猶予申請者に通知するものとする。

6 貸付決定機関は、償還期限を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第11条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）に規定する違約金を徴収するものとする。

7 前項の規定は、第11条第15項に規定する違約金の徴収について準用する。

第16条 省略

様式第2号（第6条、様式第1号関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書

様式第2号（その1）～（その10） 省略

様式第2号（その11）

省略				
自家経営の概要	認定申請者の年齢	省略		
	省略			
省略				

注 省略

様式第2号（その12）

省略				
自家経営の概要	認定申請者の年齢	省略		
	省略			
省略				

注 省略

様式第6号（第7条、第8条、第10条、第11条、様式第7号関係） 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書

うものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、支払の猶予の決定を行ったときは支払猶予申請書を提出したもの（以下「猶予申請者」という。）に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書（様式第8号）を交付し、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定連絡書（様式第9号）を送付し、支払の猶予をしない旨の決定を行ったときはその旨を猶予申請者、漁業協同組合及び地方局長並びに県信漁連に通知するものとする。

3 知事は、償還期限を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行ったときにおいても、法第11条に規定する違約金を徴収するものとする。

第14条 省略

様式第2号（第7条関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書

様式第2号（その1）～（その10） 省略

様式第2号（その11）

省略				
自家経営の概要	貸付申請者の年齢	省略		
	省略			
省略				

注 省略

様式第2号（その12）

省略				
自家経営の概要	貸付申請者の年齢	省略		
	省略			
省略				

注 省略

様式第3号（第8条関係） 沿岸漁業改善資金貸付決定通知書



省略

愛媛県知事 印  
( 融資機関 印 )

年 月 日付けで借入れの申込みのあつた沿岸漁業改善資金 ( 資金 ) の貸付けについては、次のとおり決定します。

省略

注 1 不要の文字は、抹消すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7号 (第7条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号 (第8条、第10条、第11条関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

省略

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては、沿岸漁業改善資金に係る法令、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年愛媛県規則第82号) 及び裏面記載の特約条項を承知の上、借入金の償還は、償還期日に相違なく実行することを確約いたします。

省略

愛媛県知事 様  
( 融資機関 )

省略

沿岸漁業改善資金の借受けにつき、次の者は、沿岸漁業改善資金に係る法令、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面記載の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

省略

注 1 不要の文字は、抹消すること。  
2 印欄は、記載しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

省略

**第1条** 愛媛県 (以下「甲」という。) は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。) が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、乙に対し直ちに債権の全部又は一部を弁済させる。

(1) 貸付資格の認定が取り消されたとき。  
(2) 省略  
(3) 省略  
(4) 省略  
(5) 省略  
(6) 省略  
(7) 省略  
(8) 省略  
(9) 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則 \_\_\_\_\_

省略

愛媛県知事 印

先に申請 \_\_\_\_\_ のあつた沿岸漁業改善資金 ( 資金 ) の貸付けについては、次のとおり決定する。

省略

様式第4号 (第8条関係) 沿岸漁業改善資金貸付決定連絡書

省略

様式第5号 (第9条 \_\_\_\_\_ 関係) 沿岸漁業改善資金借用証書

(表)

省略

本日上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用いたしました。ついては \_\_\_\_\_、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則 (昭和54年愛媛県規則第82号) 及び裏面記載の特約条項を承知の上、借入金の償還は、償還期日に相違なく実行することを確約いたします。

省略

愛媛県知事 様  
\_\_\_\_\_

省略

沿岸漁業改善資金の借受けにつき、次の者は \_\_\_\_\_、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面記載の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

省略

注 1 印欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

省略

**第1条** 愛媛県 (以下「甲」という。) は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者 (以下「乙」という。) が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限 (分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。) にかかわらず、乙に対し直ちに債務の全部又は一部を弁済させる。

(1) 省略  
(2) 省略  
(3) 省略  
(4) 省略  
(5) 省略  
(6) 省略  
(7) 省略  
(8) 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則 (以下「貸付規則」

\_\_\_\_\_及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠つたとき。

(10) 省略

省略

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第10条の規定による償還金の支払の猶予をしない旨の決定を受けたときも、前項の規定による違約金を支払う。

省略

注 融資機関に提出する場合にあつては、必要に応じ条項及び内容を加除して作成すること。

様式第12号（第12条、様式第8号、様式第13号関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書

省略

愛媛県知事 様

（融資機関）

省略

省略

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 当該貸付対象事業に係る領収書の写し
- (2) 借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別明細表
- (3) 借受者が愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）第12条第6項の規定に該当するときは、同項の表の右欄に掲げる証明書等の写し又は検査官の合格を証する成績表の写し

様式第15号（第14条、第15条、様式第18号関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

省略

愛媛県知事 様

（融資機関）

省略

省略

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 印欄は、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

4 知事が指定する者の証明書を添付すること。

様式第16号（第15条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

省略

愛媛県知事 印

（融資機関） 印

年 月 日付けで貸し付けた沿岸漁業改善資金（ 資金）の償還金の支払の猶予については、次のとおり決定します。

省略

\_\_\_\_\_という。)及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠つたとき。

(9) 省略

省略

2 乙は、沿岸漁業改善資金助成法 \_\_\_\_\_第10条の規定による償還金の支払の猶予をしない旨の決定を受けたときも、前項の規定による違約金を支払う。

省略

様式第6号（第11条 \_\_\_\_\_関係） 沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書

省略

愛媛県知事 様

省略

省略

注

1 省略

2 領収書の写し及び借受者が法人格のない団体であるときは、当該団体の構成員の個人別明細表を添付すること。

3 省略

様式第7号（第12条 \_\_\_\_\_関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書

省略

愛媛県知事 様

省略

省略

注 1 印欄は、記載しないこと。

2 知事が指定する者の証明書を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8号（第13条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定通知書

省略

愛媛県知事 印

年 月 日付けで貸し付けた沿岸漁業改善資金（ 資金）の償還金の支払の猶予については、次のとおり決定する \_\_\_\_\_。

省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17号（第15条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定  
連絡書

省略

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9号（第13条関係） 沿岸漁業改善資金償還金支払猶予決定  
連絡書

省略

第2条 愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条、第7条、第11条関係) 沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

## 沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名又は名称及び住所

申請者 並びに団体にあつては、  
その代表者の氏名

沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書を作成したので、沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 沿岸漁業改善資金貸付対象事業計画書(様式第2号)(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第2条第4項に規定する農商工等連携事業にあつては同法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画を、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第2条第3項に規定する生産製造連携事業にあつては同法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画を、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第3条第4項に規定する総合化事業にあつては同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を含む。)その他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第3号(第6条、第7条、第11条、様式第4号関係) 沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

沿岸漁業改善資金貸付資格認定書

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付で申請のあつた沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第7条第1項の認定については、これを認定します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4号(第6条関係) 沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書

沿岸漁業改善資金貸付資格認定連絡書

年 月 日

地方局長  
漁業協同組合 様  
(融資機関)

愛媛県知事 印

年 月 日付け第 号で進達があつた沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第7条第1項の認定について、別添の沿岸漁業改善資金貸付資格認定書写しのとおり決定したので連絡します。

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5号(第7条、第8条、第11条、様式第9号関係) 沿岸漁業改善資金借入申込書

沿岸漁業改善資金借入申込書

年 月 日

愛媛県知事  
(融資機関) 様

氏名又は名称及び住所  
申込者 並びに団体にあつては、  
その代表者の氏名

次のとおり沿岸漁業改善資金( ) 資金) を借りたいと申し込みます。

※受理年月日		年 月 日														
資 金 名		償 還 期	据 置 期	資 金 交 付 希 望 日	貸付対象事業の 内 容		申 込 額									
種 類	細 目				事業量	事業費										
				年 月 日		千円		千円								
連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	申込者との 関係	住 所	氏 名	申込者との 関係	住 所	氏 名	申込者との 関係							
償 還 計 画		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
	月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
申 込 者 の 概 要	事業開始の時期															
	経 営 の 概 要															
	資本金の額又は 出資の総額															
	常時使用する従 業員数															

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印欄は、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



様式第8号の次に次の3様式を加える。

様式第9号(第11条関係) 沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

融資機関 住所、名称及び  
代表者の氏名

沿岸漁業改善資金の貸付けの業務を行うため、次のとおり県貸付金を借用したいので、申請します。

県貸付金借入金額 円

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあつた沿岸漁業改善資金借入申込書(様式第5号)の写しその他知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第10号（第11条関係） 沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

沿岸漁業改善資金県貸付金貸付決定通知書

年 月 日

融資機関 様

愛媛県知事 印

年 月 日付で申請のあつた県貸付金の貸付けについては、次のとおり決定します。

資 金			
種 類			
貸付決定金額		貸付決定番号	
千円		第	号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11号(第11条関係) 沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

(表)

収入印紙  
貼付欄

沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書

年 月 日

融資機関 住所、名称及び  
代表者の氏名

印

- 1 県貸付金 金 円を借用いたしました。
- 2 沿岸漁業改善資金に係る法令、愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年愛媛県規則第82号）及び裏面記載の特約条項を遵守し、償還期日までに償還することを確約いたします。
- 3 償還期限、償還額等は、次のとおりとします。

資 金	種 類	貸付決定番号	借 入 金 額		
		第 号	千円		
償 還 期 限				年 月 日	
償 還 期 日 及 び 償 還 額	回 数	償 還 期 日	償 還 額	残 高	備 考
	第1回	年 月 日	千円	千円	
	第2回	年 月 日	千円	千円	
	第3回	年 月 日	千円	千円	
	第4回	年 月 日	千円	千円	
	第5回	年 月 日	千円	千円	
	第6回	年 月 日	千円	千円	
	第7回	年 月 日	千円	千円	
	第8回	年 月 日	千円	千円	
	第9回	年 月 日	千円	千円	
	第10回	年 月 日	千円	千円	
	第11回	年 月 日	千円	千円	
	第12回	年 月 日	千円	千円	
第13回	年 月 日	千円	千円		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏)

## 沿岸漁業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関（以下「甲」という。）は、愛媛県（以下「乙」という。）から借り受けたこの資金と同額を、借入申込者（以下「丙」という。）に対し、無利子で転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、甲に対し直ちに債権の全部又は一部を弁済させる。

- (1) 甲が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 甲が県貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 甲が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 甲がこの資金の借入れの際、又は借入れ後、この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して、虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあつたとき。
- (6) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (7) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 甲が乙に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (9) 甲が愛媛県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 甲は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を乙に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとする。

- 2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を乙に償還する。
- 3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう甲に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 甲は、この借入金の用途を明らかにするため、乙の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙の定めるところにより、遅滞なくその旨を乙に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良し、造成し、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 甲の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 甲の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 甲丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他乙が指示する場合

(調査)

第7条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が、甲の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 甲は、弁済充当の指定権が乙にあることを承認する。

(違約金等)

- 第9条 甲は、償還期限又は期限前償還を請求された場合の乙の指定する期日に償還金又は償還すべき金額を支払わなかつたときは、これらの期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を乙に支払う。
- 2 甲は、丙が沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律25号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、乙が支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定を行つたときも、前項の規定による違約金を支払う。
- 3 甲は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として乙から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて支払う。
- 4 甲は、甲丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、その指示に従う。
- 5 甲は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを乙に償還する。  
（転貸債権の質入）
- 第10条 甲は、この借入金債務の担保として、乙の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに乙に質入れし、乙と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。  
（合意管轄）
- 第11条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第12号の次に次の2様式を加える。

様式第13号（第12条関係） 沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書

沿岸漁業改善資金県貸付金業務実施報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

融資機関 住所、名称及び  
代表者の氏名

年 月 日付けで借り受けた県貸付金に係る業務を完了したので、次のとおり報告します。

借 受 状 況	貸付決定番号	貸付決定年月日	資金借受年月日
	第 号	年 月 日	年 月 日
	資 金	種 類	借入金額
			千円

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあつた沿岸漁業改善資金貸付対象事業実施報告書（様式第12号）の写しを添付すること。



様式第14号（第13条関係） 沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書

年 月 日

様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで認定した沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を、次のとおり取り消したので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

貸付資金	貸付決定日	貸付決定番号	貸付金額
	年 月 日		千円
取消理由			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17号の次に次の2様式を加える。

様式第18号（第15条関係） 沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

愛媛県知事 様 年 月 日

融資機関 住所、名称及び  
代表者の氏名

年 月 日付けで借り受けました県貸付金の償還金について、次のとおり支払の猶予を願いたく申請します。

資 金			種 類	
※受理年月日			年 月 日	
貸付決定番号	第 号	貸付決定年月日		年 月 日
借入金額				千円
当初の償還方法	償 還 期 日		金 額	
	第1回	年 月 日		千円
	第2回	年 月 日		千円
	第3回	年 月 日		千円
	第4回	年 月 日		千円
	第5回	年 月 日		千円
	第6回	年 月 日		千円
	第7回	年 月 日		千円
	第8回	年 月 日		千円
	第9回	年 月 日		千円
	第10回	年 月 日		千円
	第11回	年 月 日		千円
	第12回	年 月 日		千円
	第13回	年 月 日		千円
変更後の償還方法	償 還 期 日		金 額	
	第1回	年 月 日		千円
	第2回	年 月 日		千円
	第3回	年 月 日		千円
	第4回	年 月 日		千円
	第5回	年 月 日		千円
	第6回	年 月 日		千円
	第7回	年 月 日		千円
	第8回	年 月 日		千円
	第9回	年 月 日		千円
	第10回	年 月 日		千円
	第11回	年 月 日		千円
	第12回	年 月 日		千円
	第13回	年 月 日		千円

- 注1 ※印欄は、記載しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 3 沿岸漁業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあつた沿岸漁業改善資金償還金支払猶予申請書（様式第15号）の写しを添付すること。

様式第19号（第15条関係） 沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書

沿岸漁業改善資金県貸付金償還金支払猶予決定通知書

年 月 日

融資機関 様

愛媛県知事 印

年 月 日付けで貸し付けた県貸付金の償還金の支払の猶予については、次のとおり決定します。

資 金			種 類	
支払猶予決定番号	第 号	借入金額	千円	
貸付決定番号	第 号	貸付決定年月日	年 月 日	
当初の償還方法	償 還 期 日		金 額	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	
変更後の償還方法	償 還 期 日		金 額	
	第1回	年 月 日	千円	
	第2回	年 月 日	千円	
	第3回	年 月 日	千円	
	第4回	年 月 日	千円	
	第5回	年 月 日	千円	
	第6回	年 月 日	千円	
	第7回	年 月 日	千円	
	第8回	年 月 日	千円	
	第9回	年 月 日	千円	
	第10回	年 月 日	千円	
	第11回	年 月 日	千円	
	第12回	年 月 日	千円	
	第13回	年 月 日	千円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則の一部改正)

第3条 愛媛県沿岸漁業改善資金会計事務取扱規則(昭和54年愛媛県規則第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会計事務の委託) 第2条 知事は、法第14条第1項並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に委託するものとする。	(会計事務の委託) 第2条 知事は、法第13条第1項並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第165条の3第1項の規定に基づき、沿岸漁業改善資金の貸付けの事業に係る会計事務の一部を愛媛県信用漁業協同組合連合会(以下「県信漁連」という。)に委託するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第402号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6第1項の規定により、次のとおり第7次愛媛県地域保健医療計画(令和2年4月10日愛媛県告示第380号)を変更した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

(「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第403号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習会の名称  
管理理容師資格認定講習会
- 2 主催者  
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日  
令和4年8月22日、令和4年8月29日、令和4年9月12日の3日間

- 4 講習場所  
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛  
リジェール松山
- 5 受講料  
16,000円

○愛媛県告示第404号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 講習会の名称  
管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者  
東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階  
公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
- 3 講習日  
令和4年8月22日、令和4年8月29日、令和4年9月12日の3日間
- 4 講習場所  
松山市南堀端町2番地3 JA愛媛  
リジェール松山
- 5 受講料  
16,000円

○愛媛県告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
保険薬局みなみ	宇和島市保田甲858	愛ファーマシー株式会社	宇和島市本町追手二丁目2番22号	代表取締役 三原尚太郎	薬局(育成医療・更生医療)	令和4年4月1日

○愛媛県告示第406号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
コスモス薬局	ウエルシア薬局 国中央下柏店	四 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
コスモス薬局中央店	ウエルシア薬局 国中央川之江店	四 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
コスモス薬局駅前店	ウエルシア薬局 居浜駅前店	新 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日

コスモス薬局山田井店	ウエルシア薬局 国中央山田井店	四 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
コスモス薬局川之江店	ウエルシア薬局 国中央妻鳥店	四 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
コスモス薬局東店	ウエルシア薬局 国中央東店	四 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
あおぞら薬局	ウエルシア薬局 媛労災病院前店	愛 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
そよかぜ薬局	ウエルシア薬局 居浜中萩店	新 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日
アップル薬局	ウエルシア薬局 居浜坂井店	新 薬局（育成医療・更生医療）	令和4年 3月1日

○愛媛県告示第407号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
川之江第2号	四国中央市川之江町4064番地	うま農業協同組合 川之江支店	四国中央市川之江町4064番地	令和4年3月25日

○愛媛県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地620番から 同町菅生1番耕地573番まで	旧	メートル 3.7～5.0	キロメートル 0.206	
		上浮穴郡久万高原町菅生1番耕地620番から 同町菅生1番耕地573番2まで	新	7.6～15.0	0.206	

○愛媛県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年4月12日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 山 満 喜	西宇和郡伊方町中浦甲160番地

○愛媛県告示第410号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、南予用水利土地改良区連合の定款の変更を認可した。

令和4年4月12日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

○愛媛県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	小倉三間線	宇和島市三間町大内339番地先から同町大内389番3まで 及び 宇和島市三間町大内329番1地先から同町大内139番地先まで	旧	メートル 7.4～33.3 及び 4.5～24.5	キロメートル 0.673 及び 0.588	
		宇和島市三間町大内339番地先から同町大内947番まで 及び 宇和島市三間町大内329番1地先から同町大内139番地先まで	新	10.2～33.3 及び 4.5～24.5	0.693 及び 0.588	

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小倉三間線	宇和島市三間町大内339番地先から同町大内947番まで 及び 宇和島市三間町大内329番1先から同町大内139番地先まで	令和4年4月12日

○愛媛県告示第413号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
木本 敦  
松山市東野一丁目2番55号
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

- 令和4年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
    - (1) 費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
    - (2) 費用の支払方法  
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

○愛媛県告示第414号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりパ・キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町1番地18	パ・キング・チケット発給設備（今治市内）からの手数料の収納の事務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○愛媛県告示第415号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によりパ・キング・チケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
有限会社 セイコービルサービス	愛媛県松山市北藤原町1番地18	パ・キング・チケット発給設備（松山市内）からの手数料の収納の事務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁中一般  
各地方機関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月12日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前							
<b>別表第8（第4条関係）</b> 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第8（第4条関係）</b> 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者					知事	専決者		
				部 長	局 長	課 長				部 長	局 長	課 長
漁政課	1～5 省略											
	6 沿岸 漁業改 善資金 助成法 の施行 に関する 事務	1 事務委託契約（ <u>第14条</u> ）										
		2 県貸付金の貸付けの決定 （ <u>愛媛県沿岸漁業改善資金貸 付規則（以下この部において 「規則」という。）第11条第 3項</u> ）										
		3 県貸付金の期限前償還請求 （ <u>規則第11条第14項</u> ）										
		4 県貸付金の支払猶予（ <u>規則 第15条第4項</u> ）										
7～11 省略												

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
<b>別表第4（第4条関係）</b> 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第4（第4条関係）</b> 局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者					局長	専決者	
				部 長	課 長				部 長	課 長	





2～4 省略  
 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)～(42) 省略  
(42)の2 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定に關すること。  
 (43) 沿岸漁業改善資金(県貸付金を除く。次号から第46号までにおいて同じ。)の期限前償還請求に關すること。  
 (44)～(46) 省略  
(47) 沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定の取消しに關すること。  
 (48)～(52) 省略  
 6～9 省略

2～4 省略  
 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。  
 (1)～(42) 省略  
 (43) 沿岸漁業改善資金 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_の期限前償還請求に關すること。  
 (44)～(46) 省略  
(47) 削除  
 (48)～(52) 省略  
 6～9 省略

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**労働委員会告示**

**○愛媛県労働委員会告示第1号**

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。  
 令和4年4月12日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

**愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿**

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部長	35期 39～45期	令和3年9月6日
大 熊 伸 定	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～45期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授・大学院人文社会科学部研究科教授	42～45期	〃
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42～45期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43～45期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 日本私鉄労働組合四国地方連合会執行委員長・愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～45期	〃
弓 立 浩 二	愛媛県労働委員会委員 前日本労働組合総連合会愛媛県連合会会長	42～45期	〃
田 中 圭 子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国書記長・JAM四国愛媛地区協議会特別役員	38～41期 45期	〃
中 塚 広 之	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	45期	〃
曾 我 一 樹	愛媛県労働委員会委員 日本労働組合総連合会愛媛県連合会副会長・U Aゼンセン愛媛県支部長	45期	令和4年2月8日
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役	40～45期	令和3年9月6日
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役社長	43～45期	〃
本 田 美 紀	愛媛県労働委員会委員 有限会社オルソ本田取締役	44～45期	〃
植 村 明 雄	愛媛県労働委員会委員 住友重機械工業株式会社 愛媛製造所新居浜工場工場長	45期	〃
八 塚 洋	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	45期	〃
筒 井 淑 矢	愛媛県労働委員会事務局長		令和4年4月1日

加 野 賢 二	愛媛県労働委員会事務局次長		令和2年4月1日
谷 建一郎	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		令和3年4月1日